



**特定商取引に関する法律
の一部改正が施行。
「訪問購入」が追加され
規制の対象となりました。**

国民生活センターによると、平成21年度には訪問買い取りに関する相談件数が137件だったのに対し、平成22年度には2,424件、平成23年度には4,142件にまで跳ね上がっています。被害者の多くは、女性や高齢者です。

このように急増した「貴金属等の訪問買い取り」について、厳しい規制が設けられました。

特定商取引に関する法律（特定商取引法）は、訪問販売や電話勧誘販売など、消費者トラブルが生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不正な勧誘行為等を取り締まることで、消費者取引の公正を確保し、クーリング・オフなど消費者の利益を守るための法律です。

今回の改正で、今まで規制の対象外

であった事業者が、貴金属の買い取りなどの訪問購入を行うすべての物品に対し、売主である消費者が8日以内であればクーリング・オフによる契約解除ができるようになりました。
(平成25年2月21日より施行)

法改正の概要

- 1 原則、すべての物品が対象
- 2 購入業者に対する勧誘行為の規制
 - ① 購入業者は、訪問購入を行うときは、勧誘に先立って、事業者名、勧誘目的等を明示することが義務付けられました。
 - ② 勧誘の要請をしていない者に対する勧誘（不招請勧誘）の禁止
 - ③ 契約を締結しない旨の意思を示した者に対し、再勧誘の禁止
 - ④ 勧誘の際に、不実の告知、重要事項の故意の不告知の禁止
 - ⑤ 勧誘の際に、人を威迫・困惑させる行為の禁止
- 3 書面の交付義務

購入業者は、物品の種類や数量、購入価格、クーリング・オフに関する事項など、法令で定めた事項を正しく記載した書面を売主（消費者）に交付することを義務付けました。
- 4 訪問購入に係る売主（消費者）によるクーリング・オフ

売主は、契約書面交付の日から8日間は、無条件でクーリング・オフ（契約の解除）することができま
- 5 クーリング・オフ期間中の物品の

引渡し拒絶

8日間のクーリング・オフ期間中、売主は、物品の引渡しを拒絶することができます。

6 第三者に転売された場合の物品の所有権の主張

8日間のクーリング・オフ期間中に、購入業者に物品が引き渡され、更に第三者に転売された場合でも、売主は、クーリング・オフしたときに、第三者に対して物品の所有権を主張することができます。

7 第三者への物品の引渡しに関する売主への通知

購入業者は、クーリング・オフ期間中に第三者へ物品を引渡したときは、売主に、第三者への引渡しに係る情報を通知することが義務付けられました。

8 物品の引渡しを受ける第三者に対する通知

購入業者は、クーリング・オフ期間内に第三者に物品を引渡したときは、第三者に対し、物品がクーリング・オフされた、あるいは、される可能性がある旨について、書面で通知することが義務付けられました。

この規制に、違反した業者に対しては、業務停止等を命令。悪質な違法行為は、懲役や罰金等の対象となります。

トラブルに巻き込まれたら一人で悩まないで、産業振興課水産林務商工グループ消費生活相談窓口にご相談ください。



入居者募集

(有料広告)

● ● ● ● ● 御相談に応じます ● ● ● ● ●

㊦ 堀川アパート

☎ 01377-2-2377 携帯 090-4872-6235

ストーブ・ベッド・その他完備、駐車場完備、敷金なし
月額 23,000円から43,000円まで